

払戻金制度について

当社の紹介者が入社後、明らかに当該応募者の責により解雇されるに至った場合、または当該応募者が自己都合によって退職した場合に受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- 1 ヶ月以内・・・手数料 50%相当額
- 1 ヶ月を超え 2 ヶ月以内・・・手数料の 30%相当額
- 2 ヶ月を超え 3 ヶ月以内・・・手数料の 10%相当額

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用いたしません。
また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。